第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１６５６２号
東京都八王子市高倉町47―２―３―104
債務者　峰尾　　清
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６２６号
東京都足立区谷中１丁目28―１―103、住民票上の住所東京都足立区谷中１丁目28―１―107
債務者　藤田みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６３６号
東京都多摩市貝取１丁目24―４
債務者　芦川　正喜
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６３８号
東京都多摩市貝取１丁目24―４
債務者　芦川　千春
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６３９号
東京都多摩市貝取１丁目24―４
債務者　芦川　竜一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７４号
東京都西東京市下保谷５丁目５番27―301号
債務者　稲葉　松代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目13番１―305号
債務者　鳴海　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８６号
東京都大田区池上６丁目８番23―504号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８９号
東京都大田区大森西２丁目18番23―Ａ222号
債務者　小野　博之
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９０号
東京都大田区大森西２丁目18番23―Ａ222号
債務者　小野　悦代（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９９５号
東京都小平市花小金井１丁目８番２号110号室、住民票上の住所東京都渋谷区本町５丁目８番９号サンライズ７　405号室
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６２８７号
東京都杉並区荻窪３丁目３―10―102
債務者　臼井　　睦
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６号
広島県福山市手城町３丁目９番29号、旧住所広島県福山市港町１丁目10番８―405号
債務者　濱松　弘憲
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４５９号
青森市大字浜田字玉川242番地37
債務者　野田　雄志
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
静岡県浜松市南区瓜内町917番地の１　メゾンサンウッド瓜内103
債務者　山崎　圭弘
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係